

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件  
 原告 ● ● ● ● 外123名  
 被告 仙台パワーステーション株式会社

## 証 拠 説 明 書 2

(甲A9～16号証)

平成30年7月11日

仙台地方裁判所第2民事部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 春 男  
 外

甲号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	
A9	世界・大気汚染による死亡者数ランキング	写	H27.7.30	世界ランキング・国際統計格付センター	日本における大気汚染による死亡者数が2万3253人にのぼり、世界で11番目に死亡者数が多い国となっていること等。
A10	そらまめ君 (環境省大気汚染物質広域監視システム)	〃		環境省	環境省が、大気汚染物質広域監視システムにより、PM <sub>2.5</sub> 等による大気汚染の最新情報を24時間提供していること等。
A11 の1	Assessing air pollution and health impacts of Sendai Power Station operation	〃	H30.7.4	Lauri Myllyvirta CliffordChuwah	原告が実施したシミュレーションにおいて、仙台PSの稼働により多賀城市や利府町でPM <sub>2.5</sub> やNO <sub>x</sub> 等の濃度が上昇し、これにより早期死亡者や低体重出生児が発生するとの結果が得られたこと及びそのシミュレーション過程等。
A11 の2	仙台パワーステーション稼働による大気汚染および健康影響の評価	〃	H30.7.4		A12の1を翻訳したもの。

A12	『石炭汚染マップ』大気汚染シミュレーションから予測される健康影響	〃		グリーンピースジャパン	日本各地で建設が計画されている石炭火力発電所40基以上が稼働した場合、PM <sub>2.5</sub> やNO <sub>x</sub> による大気汚染被害によって1175人の追加死亡者が発生すると推算されていること等。
A13の1	仙台パワーステーション事業計画について	〃		被告	被告が公表している、仙台PSから排出される大気汚染物質の排出量等（ただし、PM <sub>2.5</sub> に関する記載はない。）。
A13の2	環境影響評価方法書-（仮称）仙台大松発電所建設計画-要約書	〃	H29.3月	住友商事株式会社、四国電力株式会社	仙台大松発電所の予定していた排煙脱硫・脱硝装置、集塵装置の性能等。
A14	宮城県石巻市における新規発電事業に関して	〃	H24.5月	宮城県産業立地推進課企業立地企画班	JENホールディングス株式会社が、平成24年5月17日の時点で、11.25万kW未満の石炭火力発電所建設について宮城県環境影響評価条例の対象外であることを認識していたこと等。
A15	平成28年度大気汚染状況について（一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局の測定結果報告）	〃	H30.3.20	環境省	平成28年度における日本国内のPM <sub>2.5</sub> の環境基準達成率が、一般環境大気測定局で88.7%、自動車排出ガス測定局で88.3%だったこと等。
A16	仙台パワーステーション株式会社仙台パワーステーションの公害防止に関する協定書		H28.3.2	被告、宮城県知事等	被告が宮城県等の周辺自治体との間で締結した公害防止協定の内容、とりわけPM <sub>2.5</sub> や水銀に関する基準が規定されていないこと等。

※1 甲A14のマスクング部分は、情報開示請求をした際に宮城県がマスクングして開示したものである。

※2 マーカーについては原告らが付したものである。